

「共にささえあい生きる社会さがみはら障害者プラン」を策定しました

相模原市は、「第3期相模原市障害者計画」「第5期相模原市障害福祉計画」及び「第1期相模原市障害児福祉計画」を、

「共にささえあい生きる社会さがみはら障害者プラン」として一体的に策定しましたのでお知らせいたします。

本計画では、「共にささえあい生きる社会」の実現を目標とし、市民と一体となって、障害の有無にかかわらずあらゆる人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる共生社会の実現に向けた取組を推進していきます。



計画の位置付けと期間

「第3期相模原市障害者計画」（平成30年度から平成35年度までの6年間）

障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」であり、本市の障害者施策全般にわたる施策の方向性を示すものです。

「第5期相模原市障害福祉計画」（平成30年度から平成32年度までの3年間）

障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」であり、本市の障害福祉サービス等の提供体制の確保等を総合的かつ計画的に図るためのものです。

「第1期相模原市障害児福祉計画」（平成30年度から平成32年度までの3年間）

児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、国の基本指針に即して、本市の障害児のサービス提供体制の確保等を総合的かつ計画的に図るためのものです。

基本理念

本計画の目標を達成するため、障害のある人に関する施策の基本として、次の4つを基本理念とします。

- (1) 共生社会の推進
- (2) 障害を理由とした差別の解消
- (3) 障害のある人の意思決定の支援及び自己選択の機会の確保
- (4) 障害特性等に配慮した支援

重点的な取組事項

本市における課題等を踏まえ、次の5つの事項について重点的に取り組んでいきます。

- (1) 共生社会の実現に向けた障害等に関する理解促進
- (2) 重度の障害のある人の地域生活の支援
- (3) 福祉人材の確保とサービスの質の向上
- (4) 障害のある児童への一貫した支援
- (5) 障害のある人の就労環境の充実

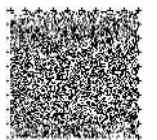
周知方法

各区の行政資料コーナーのほか、市公式ホームページで本編及び概要版を掲載予定です。

【概要版】

共にささえあい 生きる社会
さがみはら障害者プラン

相模原市



計画の策定に当たって

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

平成30年4月に施行される障害者総合支援法等の一部改正により、障害のある人の地域生活を支援するための新たなサービスの創設や、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充のほか、サービスの質の確保及び向上を図るための様々な環境整備が進められています。

こうした障害者施策の動向に的確に対応し、共生社会の実現に向けて更なる取組を推進するため、基本的な施策の方向性を継承しつつ、「第2期相模原市障害者福祉計画基本計画」を見直し、「第3期相模原市障害者計画」を策定するとともに、あわせて「第5期相模原市障害福祉計画」及び「第1期相模原市障害児福祉計画」を「共にささえあい生きる社会さがみはら障害者プラン」として一体的に策定することとします。

(2) 計画の位置付け

1) 第3期相模原市障害者計画

障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」であり、本市の障害者施策全般にわたる施策の方向性を示すものです。

2) 第5期相模原市障害福祉計画

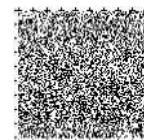
障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」であり、国が定めた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号。以下「国の基本指針」という。）に即して、本市の障害福祉サービス等の提供体制の確保等を総合的かつ計画的に図るためのものです。

3) 第1期相模原市障害児福祉計画

児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、国の基本指針に即して、本市の障害児のサービス提供体制の確保等を総合的かつ計画的に図るためのものです。

(3) 計画の期間

「第3期相模原市障害者計画」は、平成30年度から平成35年度までの6年間とし、「第5期相模原市障害福祉計画」及び「第1期相模原市障害児福祉計画」は、国の基本指針に即して、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。



2 計画の基本的な考え方

(1) 目標

本計画においては、『共にささえあい 生きる社会』の実現を目標とし、市民と一体となって障害の有無にかかわらずあらゆる人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる共生社会の実現に向けた取組を推進していきます。

(2) 基本理念

1) 共生社会の推進

障害の有無にかかわらずあらゆる人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる共生社会の実現を目指します。

2) 障害を理由とした差別の解消

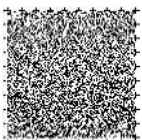
障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約するような障害を理由とする差別の解消に努めるとともに、障害のある人が生活を送る上で障壁となっている社会における事物、制度、慣行、観念などの除去のため実施される合理的配慮の提供を促進します。

3) 障害のある人の意思決定の支援及び自己選択の機会の確保

障害のある人を自らの決定に基づき社会に参加する主体と捉え、その意思を尊重するとともに、可能な限り、適切に意思決定を行いその意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援や、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

4) 障害特性等に配慮した支援

障害のある人に関する施策は、性別、年齢、障害特性、障害の状態、生活の実態等、個別の状況に応じて支援の必要性は多様であることを踏まえ推進します。



(3) 重点的な取組事項

1) 共生社会の実現に向けた障害等に関する理解促進

障害の有無にかかわらずあらゆる人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる共生社会の実現に向け、広く市民に対して、障害等に関する理解を促進します。

指 標

指標 : 一般市民のうち、相模原市は障害のある人にとって暮らしやすいまちだと回答した人の割合

項目	平成35年度 (目標)	平成28年度
「とても暮らしやすい」「どちらかという暮らしやすい」と回答した人の割合の合計	35.0%	19.5%

平成28年度の数値は「相模原市障害者福祉計画等策定基礎調査報告書」によるもの。

【設定理由】

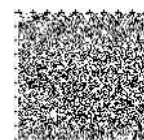
障害等に関する理解促進の取組により、障害のある人にとって暮らしやすいまちだと回答した人の割合の増加を目指します。

指標 : 障害者週間に開催する障害等の理解促進を目的としたイベントの来場者数

項目	平成35年度 (目標)	平成28年度
来場者数の合計	700人	332人

【設定理由】

広く市民に対して、障害等に関する理解促進を行うため、障害者週間に開催するイベントの来場者数の増加を目指します。



2)

重度の障害のある人の地域生活の支援

重度の障害のある人が、安心して地域生活を送ることができるよう、障害特性等に応じた支援の充実を図るほか、本人の意思を尊重した支援が提供できるような取組を進めます。

指 標

指標 : 親や親族が病気で一緒に生活できなくなった場合、介助してくれる人がいないなど、様々な状況から、施設で生活したい、病院に入院したいと回答した人の割合

項目	平成35年度 (目標)	平成28年度
「介助してくれる人がいないから」と回答した人の割合	13.0%	26.7%

平成28年度の数値は「相模原市障害者福祉計画等策定基礎調査報告書」によるもの

【設定理由】

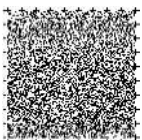
地域生活のための支援の充実により、介助してくれる人がいないことを理由に施設入所等を希望すると回答した人の割合の減少を目指します。

指標 : 重度の障害がある人の支援を行ったことにより、加算を算定している市内の短期入所事業所の割合

項目	平成35年度 (目標)	平成28年度
加算を算定している市内短期入所事業所の割合	68.0%	45.5%

【設定理由】

研修の充実などにより、重度の障害がある人の支援が可能な短期入所事業所の割合の増加を目指します。



3)

福祉人材の確保とサービスの質の向上

良質な福祉サービスが提供されるよう、福祉サービス事業所等における福祉人材の確保、定着に取り組むとともに、研修等を通じた人材の育成を進めます。

指 標

指標 : 市内の障害福祉サービス事業所等のうち、職員が不足していると回答した事業所の割合

項目	平成35年度 (目標)	平成29年度
「大変不足している」「不足している」「やや不足している」と回答した事業所の割合の合計	43.0%	62.3%

平成29年度の数値は「相模原市障害福祉サービス事業所等の経営及び従事者の労働状況等に関する実態調査報告書」によるもの

【設定理由】

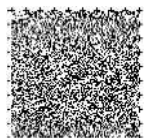
福祉人材の確保の取組の推進により、職員が不足していると回答した障害福祉サービス事業所等の割合の減少を目指します。

指標 : 福祉研修センターの実施する研修を受講した障害福祉サービス事業所等従事者数

項目	平成35年度 (目標)	平成28年度
研修の受講者年間延べ人数	2,000人	1,587人

【設定理由】

多様な障害特性に応じた支援などに関する研修の充実により、研修を受講した障害福祉サービス事業所等従事者数の増加を目指します。



4)

障害のある児童への一貫した支援

ライフステージに応じて、保健、医療、福祉、保育、教育、雇用などの関係機関の連携により、切れ目のない支援の実施に向けた取組を進めます。

指 標

指標 : 今の生活で特に困っていることはないと回答した障害のある児童の割合

項目	平成35年度 (目標)	平成28年度
「特に困っていることはない」と回答した人の割合	58.0%	44.4%

平成28年度の数値は「相模原市障害者福祉計画等策定基礎調査報告書」によるもの

【設定理由】

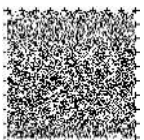
関係機関が連携して必要な情報の提供や支援を実施することにより、今の生活で困りごとが特にないと回答した人の割合の増加を目指します。

指標 : Map(支援シート)を活用している小・中学校の割合

項目	平成35年度 (目標)	平成28年度
Mapを活用している割合	100%	92.7%

【設定理由】

障害のある児童のライフステージに応じた継続的な支援を推進するため、Map(支援シート)を活用している小・中学校の割合の増加を目指します。



障害のある人が適性に応じて能力を十分に発揮し、自立した生活を送ることができるよう、一般就労に向けた取組を推進するとともに、就労継続支援等の利用者の工賃の向上を進めます。

指 標

指標：現在特に何もしていない理由として、仕事をする自信がないためと回答した人の割合

項目	平成35年度 (目標)	平成28年度
「仕事をする自信がないため」と回答した人の割合	13.0%	18.7%

平成28年度の数値は「相模原市障害者福祉計画等策定基礎調査報告書」によるもの

【設定理由】

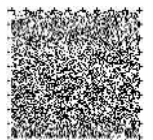
就労の支援や、就労後の支援の実施による就労環境の充実により、仕事をする自信がないため特に何もしていないと回答した人の割合の減少を目指します。

指標：市内の就労継続支援B型事業所の平均工賃月額

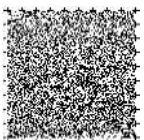
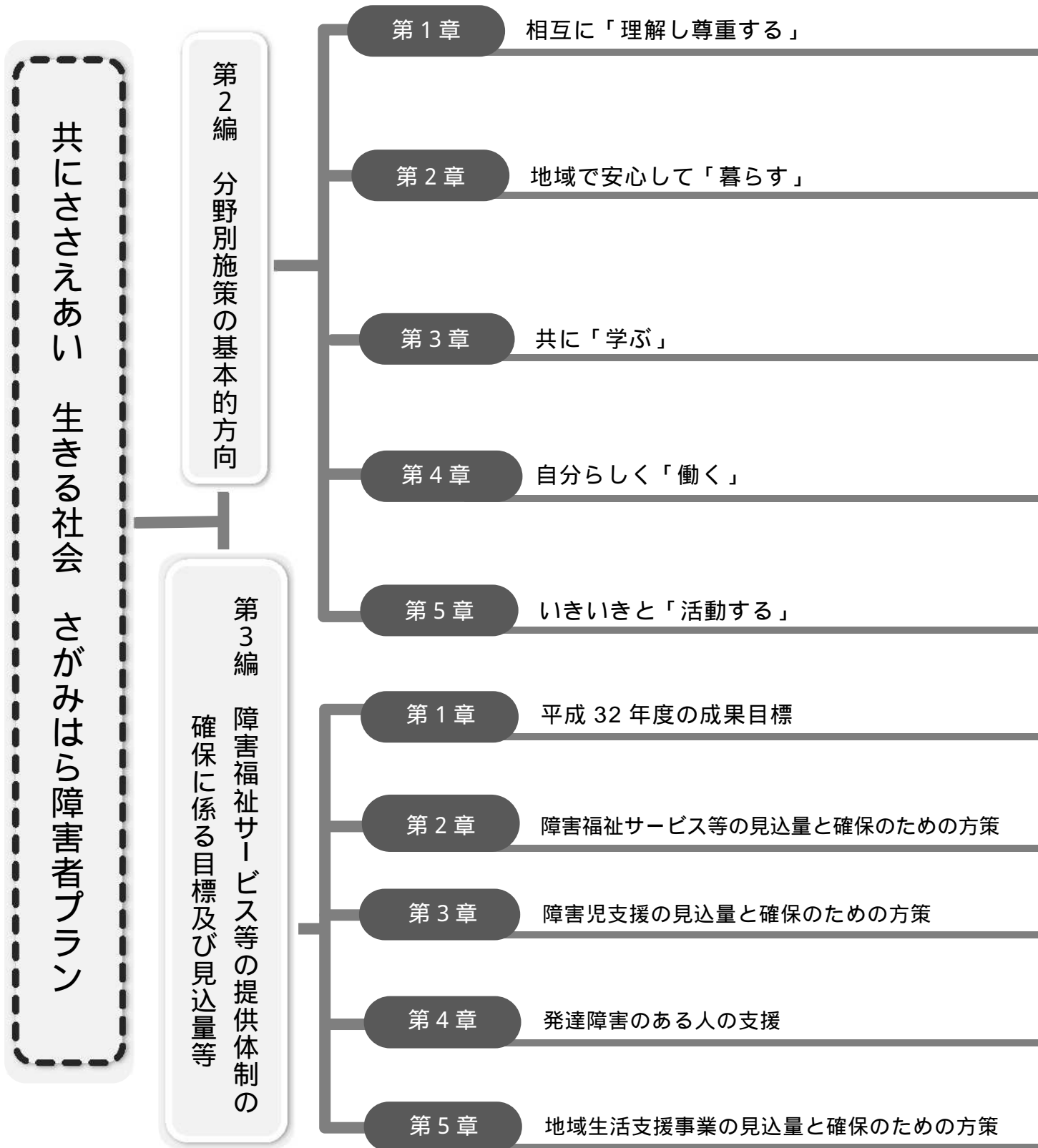
項目	平成35年度 (目標)	平成28年度
就労継続支援B型事業所の平均工賃月額	全国平均工賃月額	相模原市平均工賃月額： 13,616円 全国平均工賃月額： 15,295円

【設定理由】

官公需の積極的な推進や工賃向上に向けた取組への支援により、就労継続支援B型事業所の工賃の向上を目指します。



(4) 計画の体系



基本施策

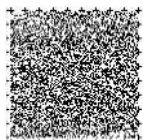
- 基本施策 1 共生社会の実現に向けて
- 基本施策 2 権利擁護の推進
- 基本施策 3 障害者団体などの地域での活動の支援

- 基本施策 1 相談体制の充実
- 基本施策 2 福祉サービス基盤の充実
- 基本施策 3 保健・医療サービス
- 基本施策 4 福祉人材の確保・定着・育成
- 基本施策 5 精神保健福祉施策の充実
- 基本施策 6 療育体制の整備
- 基本施策 7 バリアフリーのまちづくり
- 基本施策 8 住まいづくり
- 基本施策 9 防犯・防災対策の推進

- 基本施策 1 乳幼児期における保育・教育
- 基本施策 2 学齢期における支援

- 基本施策 1 就労の支援
- 基本施策 2 就労の機会の確保
- 基本施策 3 職業訓練及びリハビリテーションの充実

- 基本施策 1 スポーツ・レクリエーションの支援
- 基本施策 2 文化活動への支援
- 基本施策 3 生涯学習機会の充実



3 障害のある人の状況

(1) 障害のある人の数

図表 3-1 人口と各障害者手帳所持者の推計

単位：人、%

区分	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年
総人口	722,642	723,003	723,056	722,774	722,447	721,646	721,148
身体障害者	人数	20,198	20,292	20,562	20,778	20,938	21,084
	割合(%)	2.8	2.8	2.8	2.9	2.9	2.9
知的障害者	人数	5,301	5,530	5,760	5,991	6,222	6,683
	割合(%)	0.7	0.8	0.8	0.8	0.9	0.9
精神障害者	人数	12,781	13,529	14,199	14,870	15,539	16,856
	割合(%)	1.8	1.9	2.0	2.1	2.2	2.3
障害者計	人数	38,280	39,351	40,521	41,639	42,699	43,695
	割合(%)	5.3	5.4	5.6	5.8	5.9	6.1

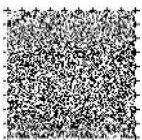
障害者数は、各年4月1日現在（精神障害者数は、各年3月31日現在）。
精神障害者には、自立支援医療受給者証（精神通院医療）交付者を含む。

(2) 身体障害のある人の状況

図表 3-2 身体障害者手帳所持者数（障害種類別）

平成29年4月1日現在、単位：人、%

区分	総数	視覚障害	聴覚等 障害	音声等 障害	肢体 不自由	内部障害	内訳	
							18歳未満	18歳以上
人数	20,198	1,320	1,721	188	10,408	6,561	429	19,769
構成比(%)	100.0	6.5	8.5	0.9	51.5	32.5	2.1	97.9



(3) 知的障害のある人の状況

図表 3-3 療育手帳所持者数（等級別）

平成29年4月1日現在、単位：人、%

区分		総数	A 1 (最重度)	A 2 (重度)	B 1 (中度)	B 2 (軽度)
人数		5,301	995	1,059	1,229	2,018
構成比(%)		100.0	18.8	20.0	23.2	38.0
内 訳	18歳未満	1,624	218	239	283	884
	18歳以上	3,677	777	820	946	1,134

(4) 精神障害のある人の状況

図表 3-4 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証（精神通院医療）交付者数の推移

各年3月31日現在、単位：人

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
精神障害者保健福祉 手帳交付者数	5,265	5,796	6,219	6,831	7,218
自立支援医療受給者 証（精神通院医療） 交付者数	8,797	9,293	9,930	10,350	10,925
精神障害者数	9,956 (4,106)	10,642 (4,447)	11,405 (4,744)	12,096 (5,085)	12,781 (5,362)

()内は、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証（精神通院医療）交付者数

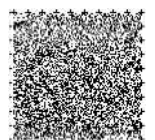
(5) 難病のある人の状況

図表 3-5 特定医療費（指定難病）医療受給者証交付者数の推移

各年3月31日現在、単位：人

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
特定医療費（指定難 病）医療受給者証 交付者数	4,464	4,706	4,800	5,091	5,288

平成25年、平成26年は特定疾患医療受給者証交付者数



分野別施策の基本的方向

1 相互に「理解し尊重する」

基本施策1 共生社会の実現に向けて

～ 障害等に関する理解を深めるために～



施策の方向性と主な関連事業

- (1) 障害等に関する理解を促進します
障害者週間のつどいの開催 キャッチフレーズを活用した啓発活動の実施
- (2) 人権・福祉に関する教育を推進します
認定こども園、保育所、幼稚園における支援保育・教育の実施
- (3) 情報バリアフリーを推進します
「福祉のしおり」の作成・配布 手話通訳者・要約筆記者派遣の実施
- (4) 人権施策を推進します
人権施策審議会の開催

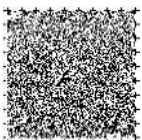
基本施策2 権利擁護の推進

～ 障害のある人の権利を守るために～



施策の方向性と主な関連事業

- (1) 権利擁護を推進します
日常生活自立支援事業の実施 さがみはら成年後見・あんしんセンターの運営支援
- (2) 成年後見制度を推進します
成年後見制度の周知の推進 成年後見制度利用促進基本計画の策定
- (3) 障害のある人への虐待防止を推進します
高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会の開催
- (4) 障害を理由とする差別の解消を推進します
障害者差別解消法に関する普及啓発活動の実施
- (5) 障害のある人への消費者被害の防止を推進します
消費生活情報の充実 見守り活動の推進



基本施策3 障害者団体などの地域での活動の支援

～地域社会に参加しやすい環境づくりをめざして～



施策の方向性と主な関連事業

- (1) 障害者団体への支援を実施します
障害者団体などの活動支援
- (2) 福祉団体への支援を実施します
市社会福祉協議会の運営支援 市社会福祉事業団の運営支援
- (3) ボランティア活動への支援を実施します
地域活動・市民活動ボランティア認定制度の推進

2 地域で安心して「暮らす」

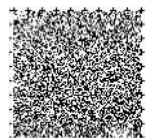
基本施策1 相談体制の充実

～気軽な相談から専門的な相談まで～



施策の方向性と主な関連事業

- (1) 相談体制の充実を図ります
障害の特性に適応した相談・サービス提供の実施 関係機関の連携による相談支援
- (2) 地域特性に応じた支援体制整備を推進します
相模原市障害者自立支援協議会の開催
- (3) 地域で支えあう仕組みをつくります
コミュニティソーシャルワーカーの配置による横断的な支援
- (4) 情報提供の充実を図ります
ホームページ・マイ広報さがみはら（スマートフォンアプリ）の活用



基本施策2 福祉サービス基盤の充実

～自己選択の機会の確保のために～



施策の方向性と主な関連事業

- (1) 地域生活・自立生活支援の充実を図ります
居宅介護（ホームヘルプサービス） 地域生活支援拠点等の運営支援
- (2) 家族支援の充実を図ります
日中短期入所事業の実施 要医療ケア障害児在宅支援事業の実施
- (3) 生活の場の充実を図ります
共同生活援助事業家賃助成 自立生活援助
- (4) 地域活動支援センターの充実を図ります
地域活動支援センター機能強化事業の実施
- (5) 障害福祉サービス事業所などの充実を図ります
障害福祉サービス事業者などへの運営支援
- (6) 障害福祉サービス事業者などのネットワークの充実を図ります
相模原市障害者自立支援協議会の開催
- (7) 福祉用具の給付と提供体制の充実を図ります
補装具費の支給 障害児者日常生活用具の給付

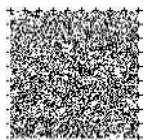
基本施策3 保健・医療サービス

～地域での保健・医療～



施策の方向性と主な関連事業

- (1) 健康増進施策の充実を図ります
健康危機管理体制の充実 予防接種法に基づく定期予防接種の実施
- (2) リハビリテーションの充実を図ります
自立訓練（機能訓練）
- (3) 身近な地域における医療体制の充実を図ります
自立支援医療（精神通院医療、更生医療、育成医療） 重度障害者医療費の助成



基本施策4 福祉人材の確保・定着・育成

～ 障害特性等に配慮したサービスの提供のために～



施策の方向性と主な関連事業

- (1) 福祉サービスに関わる人材の確保に努めます
多様な人材確保に向けた福祉と介護の仕事に関する就職相談会の開催
- (2) 専門性を持つ人材の育成・定着に努めます
障害福祉サービス事業所従事者などに向けた、人材育成のための研修の実施と情報提供

基本施策5 精神保健福祉施策の充実

～ 地域での精神保健福祉～



施策の方向性と主な関連事業

- (1) 精神保健福祉相談の充実及び福祉、保健・医療との連携の推進を図ります
家族教室の実施 措置入院者等の退院後支援の充実
- (2) 精神保健福祉センターによる支援を推進します
こころの電話相談の実施 思春期・ひきこもり特定相談の実施

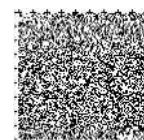
基本施策6 療育体制の整備

～ 乳幼児期・学齢期までの支援～



施策の方向性と主な関連事業

- (1) 発育などの相談体制の充実を図ります
母子保健相談の実施 乳幼児健康診査の実施
- (2) 療育体制の充実を図ります
支援教育ネットワーク協議会の開催 福祉型児童発達支援センターへの運営支援



基本施策7 バリアフリーのまちづくり

～ 障害のある人もない人も住みやすいまちづくり～



施策の方向性と主な関連事業

(1) 総合的な推進を図ります

相模原市ユニバーサルデザイン基本指針を踏まえた取組の推進

(2) 公共的建築物における配慮を推進します

投票所の出入口への仮設スロープの設置

(3) 道路、交通手段などの整備を推進します

視覚障害者誘導用ブロックの設置及び補修 駅ホームドア等の導入促進

(4) 公園などの整備を推進します

公園におけるバリアフリー化の推進

基本施策8 住まいづくり

～ 安心して暮らせる住まい～



施策の方向性と主な関連事業

(1) ユニバーサルデザインの考え方に基づく住まいづくりの啓発を行います

障害のある人や高齢者の利用に配慮した、安心して暮らしやすい街づくりの推進

(2) 民間住宅の供給・入居の支援を推進します

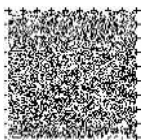
あんしん賃貸支援事業の実施 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の供給促進

(3) 障害のある人に向けた市営住宅を供給します

市営住宅の入居者選考における優先入居の取扱いの実施

(4) 住宅改善の促進を図ります

住宅設備改善費の助成 生活福祉資金の貸付



基本施策 9 防犯・防災対策の推進

～ 災害等に備えて～



施策の方向性と主な関連事業

- (1) 防災ネットワークなどの整備を推進します
災害時要援護者避難支援ガイドラインの普及啓発 防災ボランティア推進事業の支援
- (2) 緊急時・災害時対策の充実を図ります
防災ガイドブックによる普及啓発 災害発生時における相談窓口の設置
- (3) 防犯対策の充実を図ります
地域防犯団体への支援 施設の防犯に関する研修の実施

3 共に「学ぶ」

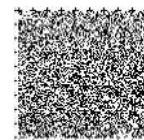
基本施策 1 乳幼児期における保育・教育

～ 早期の取組の推進～



施策の方向性と主な関連事業

- (1) 保育・教育環境の充実を図ります
認定こども園、保育所、幼稚園における支援保育・教育の実施
- (2) 研修の充実及び理解の促進に努めます
支援保育コーディネーター研修の実施
- (3) 支援保育などの充実を図ります
支援保育事業の実施
- (4) 相談・情報提供などの充実を図ります
育児情報の提供及び育児相談の対応
- (5) 相模原市子ども・子育て支援事業計画（さがみはら 子ども応援プラン）との連携
相模原市子ども・子育て支援事業計画に基づく各種サービスとの連携



基本施策2 学齢期における支援

～一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の充実～



施策の方向性と主な関連事業

- (1) 支援教育の充実を図ります
Map（支援シート）の活用と周知 専門性を高める研修の実施
- (2) 支援体制の充実を図ります
教育、医療、福祉、就労等の関係機関による横断的な取組
- (3) 教育環境の充実を図ります
学校施設のバリアフリー化の推進 学校支援ボランティア制度の活用と周知

4 自分らしく「働く」

基本施策1 就労の支援

～就労への理解と環境の整備～



施策の方向性と主な関連事業

- (1) 就労支援の取組の充実を図ります
就労支援ネットワーク会議の開催 県央障害者就職面接会の開催
- (2) 企業などへの理解促進と支援の充実を図ります
広報さがみはらなどによる周知啓発

基本施策2 就労の機会の確保

～多様な就労の機会の充実～



施策の方向性と主な関連事業

- (1) 福祉的就労の充実を図ります
民間企業からの発注機会の拡大に向けた取組 障害者優先調達推進会議の開催
- (2) 企業などへの就労支援を促進します
障害者就労援助事業の実施 相模原圏障害者雇用連絡会議の開催



基本施策3 職業訓練及びリハビリテーションの充実

～就労への一貫した対応～



施策の方向性と主な関連事業

(1) 職業訓練などの充実を図ります

就労援助セミナーの開催

ジョブスキルトレーニングの実施

5 いきいきと「活動する」

基本施策1 スポーツ・レクリエーションの支援

～障害者スポーツの普及啓発～



施策の方向性と主な関連事業

(1) スポーツ・レクリエーションの充実を図ります

全国障害者スポーツ大会への選手団派遣

パラスポーツ体験会の開催

(2) 指導者の養成を促進します

障害者指導者フライングディスク養成講習会などへの後援

基本施策2 文化活動への支援

～より豊かな暮らしのために～



施策の方向性と主な関連事業

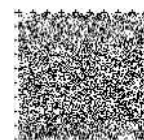
(1) 参加機会などの充実を図ります

各公民館や総合学習センターなどの活用の促進

(2) 障害のある人による文化活動への支援を促進します

さがみハート展の開催支援

相模原市障害者作品展の開催



基本施策3 生涯学習機会の充実

～生涯を通じて学習する機会の充実～



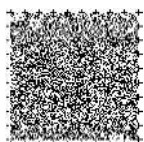
施策の方向性と主な関連事業

(1) 学びやすい環境づくりの充実を図ります

各公民館等における各種講座・教室の開催

(2) 資料などの提供の充実を図ります

図書資料、録音図書、視聴覚資料の提供など各図書館における資料や情報提供の充実



障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標 及び見込量等

1 平成 32 年度の成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障害のある人について、自宅やアパート、グループホームなど、地域での生活への移行を推進します。

表 福祉施設の入所者の地域生活への移行【第 4 期の進捗状況】

	平成29年度末 の目標	平成28年度末 の実績	平成28年度末 の進捗率
入所施設からの地域移行	51人	5人	9.8%
施設入所者数	407人	386人	105.4%

【目標設定に関する国の基本指針】

平成 32 年度末時点で、平成 28 年度末の施設入所者数の 9 %以上が地域生活へ移行することを基本とする。施設入所者数については、平成 28 年度末時点から 2 %以上削減することを基本とする。

なお、平成 29 年度末において、第 4 期計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、当該未達成分の割合を平成 32 年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減の目標値に加えた割合以上を目標とする。

【本市の考え方】

地域移行者数については、第 4 期障害福祉計画の目標達成は見込めませんが、これまでの実績及び現状から、未達成分の割合を平成 32 年度の目標値に加えることは困難であるため、国の基本指針に示されている削減割合に基づき、平成 28 年度末時点の施設入所者数（386 人）の 9 %である 35 人と定めます。

施設入所者数については、国の基本指針で定められている削減割合に基づき、平成 28 年度末時点の施設入所者数（386 人）の 2 %である 8 人を削減するものとし、378 人として設定します。

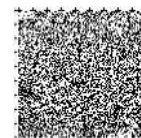


表 施設入所者の地域生活への移行に関する目標

項目	数値	備考
平成 28 年度末時点の入所者数 (A)	386 人	
【目標】 平成 32 年度末までの地域生活移行者数(B)	35 人	(A)のうち、平成 32 年度末までに地域移行する人の目標
新たな入所施設利用者数 (C)	27 人	平成 32 年度までに新たに入所施設利用が必要な人の見込数
【目標】(D) 平成 32 年度末の施設入所者数	378 人	平成 29 年度末の施設入所者見込数 (A - B + C)
施設入所者の削減数 (E)	8 人	削減見込数 (A - D)

(2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

1) 精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの精神障害のある人の支援のための協議の場

【目標設定に関する国の基本指針】

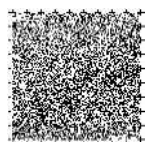
平成 32 年度末までに全ての圏域ごとに、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。

【本市の考え方】

既存の相模原市地域移行推進連絡会議の構成員の見直しなどにより、平成 32 年度末までに精神障害者地域移行・地域定着推進協議会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。

表 精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの精神障害のある人の支援のための協議の場の設置に関する目標

項目	目標	備考
精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの関係者による協議の場	設置	



2) 障害者自立支援協議会や専門部会などの障害のある人の支援体制を整備するための協議の場

【目標設定に関する国の基本指針】

平成 32 年度末までに全ての市町村ごとに、協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。

【本市の考え方】

既に、障害者自立支援協議会を設置していることから、引き続き、障害者自立支援協議会における取組を推進していきます。

表 障害者自立支援協議会や専門部会などの障害のある人の支援体制を整備するための協議の場の設置に関する目標

項目	目標	備考
協議会やその専門部会などの関係者による協議の場	協議会の取組を推進	

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障害のある人の重度化や高齢化を見据え、障害のある人の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の整備を進めます。

【目標設定に関する国の基本指針】

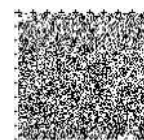
平成 32 年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

【本市の考え方】

平成 29 年度に設置した地域生活支援拠点等につき、その運営状況等を検証し、より効果的な運営体制や支援体制の在り方を検討していきます。

表 地域生活支援拠点等整備に関する目標

項目	目標	備考
地域生活支援拠点等	1 箇所	運営状況等の検証結果に基づき、複数箇所の設置を検討



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者について、就労移行支援事業を通じて一般就労への移行を推進していきます。

表 福祉施設から一般就労への移行等【第4期の進捗状況】

	平成29年度末 の目標	平成28年度末 の実績	平成28年度末 の進捗率
一般就労移行者数	129人	113人	87.6%
就労移行支援事業利用者数	302人	205人	67.9%
就労移行率が3割以上の事業所割合(事業所数)	50% (9事業所)	31.3% (5事業所)	62.6% (55.6%)

【目標設定に関する国の基本指針】

福祉施設から一般就労へ移行する人の目標値

平成28年度実績の1.5倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。

就労移行支援事業の利用者数の目標値

就労移行支援事業の利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを旨とする。

事業所ごとの就労移行率に係る目標値

就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所の割合を全体の5割以上とすることを旨とする。

就労定着支援事業開始時点から1年後の職場定着率の目標値

各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%以上とすることを基本とする。

【本市の考え方】

国の基本指針に示されている割合に基づき、一般就労移行者数を平成28年度の一般就労への移行実績(113人)の1.5倍である170人と、就労移行率が3割移行である就労移行支援事業所の割合を50%と、就労定着支援事業開始時点から1年後の職場定着率を80%と設定します。

また、就労移行支援事業の利用者数については、増加していくものと推測し、平成28年度末の利用者数(205人)の4割増である287人と設定します。

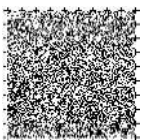


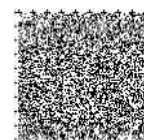
表 福祉施設から一般就労への移行に関する目標

項目	数値	備考
平成 28 年度の一般就労移行者数	113 人	平成 28 年度に福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標】 平成 32 年度の一般就労移行者数	170 人	平成 32 年度に福祉施設を退所し、一般就労する人の数

項目	数値	備考
平成 28 年度の就労移行支援利用者数	205 人	平成 28 年度に就労移行支援事業を利用した人の数
【目標】 平成 32 年度の就労移行支援事業利用者数	287 人	平成 32 年度に就労移行支援事業を利用する人の数

項目	数値	備考
平成 28 年度の就労移行率が 3 割以上の事業所数の割合	31.3%	平成 28 年度の就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所の割合
【目標】 平成 32 年度の就労移行率が 3 割以上の事業所数の割合	50%	平成 32 年度の就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所の割合

項目	目標	備考
【目標】 各年度の就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率	80%	各年度の就労定着支援事業開始時点から 1 年後の職場定着率



(5) 障害児支援の提供体制の整備等

障害のある児童の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターや重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を支援していきます。

1) 児童発達支援センターの設置数及び保育所等訪問支援の充実

【目標設定に関する国の基本指針】

平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 箇所以上設置することを基本とする。

各市町村（又は圏域）に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施することなどにより、平成 32 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

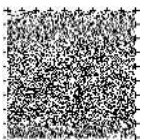
【本市の考え方】

既に各区に児童発達支援センターを設置していることから、引き続き、地域の中核的な療育施設である児童発達支援センターの運営を支援します。

既に各区の児童発達支援センター等において、保育所等訪問支援を実施していることから、認定こども園、保育所、幼稚園、小学校等関係機関との連携強化を図り、利用の促進を図ります。

表 児童発達支援センターの設置数及び保育所等訪問支援の充実

項目	目標	備考
平成 32 年度末時点の児童発達支援センターの設置状況	3 箇所	
平成 32 年度末時点における保育所等訪問支援の利用体制の構築	利用促進	



2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所

【目標設定に関する国の基本指針】

平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。

【本市の考え方】

現在、市内には、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が1箇所ありますが、引き続きサービス提供事業者の参入を促進することにより、3箇所の確保を図ります。

表 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所

項目	目標	備考
平成32年度末時点の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保	3箇所	

3) 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場

【目標設定に関する国の基本指針】

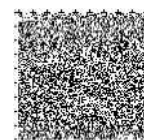
医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

【本市の考え方】

平成30年度末までに、医療的ケア児支援のための協議の場を設置します。

表 医療的ケア児支援のための協議の場

項目	目標	備考
平成30年度末時点の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場	設置	



2 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策

(1) 訪問系サービスの見込量

表 訪問系サービスの実績と見込量

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
居宅介護	人/月	862	879	916	949	980	1,012
	時間/月	27,247	27,227	28,396	30,368	31,491	32,656
重度訪問介護	人/月	26	29	30	31	32	33
	時間/月	9,877	11,587	12,000	12,400	13,404	14,489
同行援護	人/月	120	124	136	142	150	158
	時間/月	2,946	3,164	3,468	3,692	3,979	4,289
行動援護	人/月	20	22	22	25	26	28
	時間/月	633	690	704	843	928	1,022
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
訪問系サービス計	人/月	1,028	1,054	1,104	1,147	1,188	1,231
	時間/月	40,703	42,668	44,568	47,303	49,802	52,456

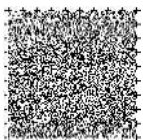
各年度の実績・見込量は、3月サービス提供分の数値

【見込量】

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護の利用者数は増加すると見込んでいます。一人当たりの利用量は、これまでの実績などを踏まえ、見込んでいます。

【見込量の確保のための方策】

訪問系サービスについては、サービス利用の増加を見込んでいるため、サービス提供事業者に対し、サービスの拡充等を働きかけていきます。また、サービスの拡充や質の向上のためには、福祉人材の確保・定着・育成が重要であることから、就職相談会や研修の充実に努めます。



(2) 日中活動系サービスの見込量

表 日中活動系サービスの実績と見込量

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
生活介護	人/月	1,512	1,548	1,630	1,643	1,689	1,736
	人日/月	27,970	28,867	29,230	29,463	29,787	30,114
自立訓練(機能訓練)	人/月	6	5	6	6	6	6
	人日/月	103	96	97	97	97	97
自立訓練(生活訓練)	人/月	42	43	52	56	61	67
	人日/月	778	753	988	1,081	1,216	1,368
就労移行支援	人/月	217	205	260	281	284	287
	人日/月	3,542	3,446	4,290	4,580	4,676	4,774
就労継続支援(A型)	人/月	131	158	174	194	214	237
	人日/月	2,509	3,102	3,149	3,691	4,037	4,416
就労継続支援(B型)	人/月	894	953	1,016	1,046	1,096	1,148
	人日/月	14,925	15,963	16,053	16,427	16,673	16,923
就労定着支援	人日/月				142	156	170
療養介護	箇所	2	2	2	2	2	2
	人/月	72	83	92	92	92	92
短期入所	人/月	376	272	296	300	326	354
	人日/月	2,012	1,274	2,042	2,070	2,241	2,427

人日/月：「月間の利用人員」×「一人一月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量
(例えば20人が平均して15日利用すると、サービス量は300人日/月)

【見込量】

生活介護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)、短期入所の利用者数は、増加すると見込み、自立訓練(機能訓練)、療養介護については、ほぼ横ばいになると見込んでいます。新たなサービスである就労定着支援については、サービスを利用して一般就労へ移行する人が利用するものと見込んでいます。

一人当たりの利用量は、これまでの実績などを踏まえ、見込んでいます。



【見込量の確保のための方策】

日中活動系サービスについては、生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、就労定着支援、短期入所でサービス利用の増加を見込んでいるため、必要な見込量の確保のため、新たな事業所の開設を働きかけていきます。特に、短期入所事業については、利用者ニーズを充足するため、提供体制の充実に努めます。また、サービスの拡充や質の向上のためには、福祉人材の確保・定着・育成が重要であることから、就職相談会や研修の充実に努めます。

（３）居住系サービスの見込量

表 居住系サービスの実績と見込量

	単位	第４期実績			第５期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
自立生活援助	人/月				19	20	21
共同生活援助	箇所	124	131	138	145	153	162
	人/月	604	636	692	741	798	860
施設入所支援	箇所	8	8	8	8	8	8
	人/月	406	386	384	382	380	378

【見込量】

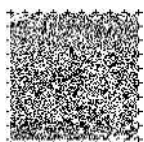
共同生活援助(グループホーム)の利用者数は、平成30年度以降も増加すると見込み、施設入所支援は、地域生活への移行者数を踏まえて見込んでいます。新たなサービスである自立生活援助については、障害者支援施設や共同生活援助(グループホーム)の一部が実施するものと見込んでいます。

【見込量の確保のための方策】

共同生活援助(グループホーム)については、入居に係る家賃を助成することにより、施設や病院からの地域移行、親からの自立を支援します。

施設入所支援については、地域生活への移行により、必要なサービス量は減少するものと見込んでおりますが、今後も、広域的な対応などにより、適切なサービスの支給に努めます。

また、サービスの拡充や質の向上のためには、福祉人材の確保・定着・育成が重要であることから、就職相談会や研修の充実に努めます。



(4) 相談支援の見込量

表 相談支援サービスの実績と見込量

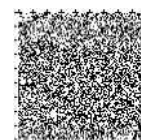
	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	箇所	35	42	44	45	46	47
	人/月	386	430	490	520	550	580
地域移行支援	箇所	17	20	21	22	23	24
	人/月	7	9	9	9	9	9
地域定着支援	箇所	13	15	16	17	18	19
	人/月	5	5	5	5	5	5

【見込量】

計画相談支援の利用者数は、平成30年度以降も増加すると見込んでいます。地域移行支援、地域定着支援は、ほぼ横ばいになると見込んでいますが、今後の地域生活への移行の促進状況により、利用者数の増加も考えられます。

【見込量の確保のための方策】

計画相談支援については、今後も利用者の増加を見込んでいるため、サービス提供事業者に対し、サービスの拡充等を働きかけていくとともに、研修の実施等による質の向上を図ります。



3 障害児支援の見込量と確保のための方策

(1) 障害児通所支援の見込量

表 障害児通所支援の実績と見込量

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
児童発達支援	人/月	359	467	599	662	731	807
	人日/月	2,300	3,432	4,013	4,435	4,900	5,414
放課後等デイサービス	人/月	910	1,089	1,262	1,456	1,684	1,948
	人日/月	11,133	9,158	15,144	17,472	19,254	21,217
保育所等訪問支援	人/月	10	13	40	44	48	52
	人日/月	10	14	48	53	58	64
医療型児童発達支援	人/月	28	29	30	31	31	31
	人日/月	329	339	360	372	372	372
居宅訪問型 児童発達支援	人/月				2	3	4
	人日/月				24	36	48

【見込量】

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の利用者数は、増加すると見込み、医療型児童発達支援については、ほぼ横ばいになると見込んでいます。新たなサービスである居宅訪問型児童発達支援については、サービスの対象が重症心身障害児などであることを踏まえ、利用者数を見込んでいます。

一人当たりの利用量は、これまでの実績などを踏まえ、見込んでいます。

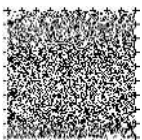
【見込量の確保のための方策】

障害のある児童の支援の体制を整備するため、重症心身障害児や医療的ケアを必要とする児童に対する支援の強化を図ります。また、サービスの拡充等を図っていくとともに、研修の実施などによる質の向上を図ります。

(2) 障害児入所支援の見込量

1) 福祉型障害児入所支援

障害児入所施設に入所等をする障害のある児童に対し、保護、日常生活の指導及び自立自活に必要な知識技能の付与を行います。



2) 医療型障害児入所支援

障害児入所施設又は指定医療機関に入所等をする障害のある児童に対し、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。

表 障害児入所支援の実績と見込量

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
福祉型障害児入所支援	箇所	1	1	1	1	1	1
	人/月	47	46	45	45	45	45
医療型障害児入所支援	箇所	2	2	2	2	2	2
	人/月	13	5	10	10	10	10

【見込量】

新規施設の開設予定がないため、利用児童数はほぼ横ばいと見込んでいます。

(3) 障害児相談支援等の見込量

表 障害児相談支援等の実績と見込量

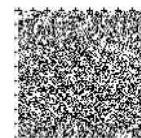
	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
障害児相談支援	箇所	12	18	20	22	24	26
	人/月	100	168	188	208	228	248
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター の配置人数	人				1	1	1

【見込量】

障害児通所支援の利用児童数などを踏まえて見込んでいます。

【見込量の確保のための方策】

障害児相談支援については、今後も利用者の増加を見込んでいるため、サービス提供事業者に対し、サービスの拡充等を働きかけていくとともに、研修の実施などによる質の向上を図ります。



4 発達障害のある人の支援

発達障害のある人やその家族への専門的な相談に対応するとともに、発達障害に関する普及啓発を促進します。

また、発達障害のある人の地域支援体制に関する課題を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、支援体制の整備について協議を行うため、発達障害者支援地域協議会を設置し、及び開催します。

表 発達障害者等に対する支援の見込量

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
発達障害者支援地域協議会の開催	回/年				1	2	2
発達障害者支援センターによる相談支援	件/年	1,123	1,294	1,300	1,400	810	860
発達障害者支援センターの関係機関への助言	件/年				88	88	88
発達障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発	回/年				52	52	52

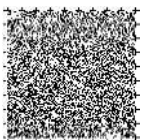
発達障害支援センターによる相談支援については、平成31年度以降、学齢期の初回相談を子育て支援センターへ移行予定。なお、学齢期の初回相談を含めた相談支援の見込件数は、平成31年度は1,500件、平成32年度は1,600件

【見込量】

発達障害者支援地域協議会の開催回数については、国から示されている回数（年2回）を踏まえて見込んでいます。

【見込量の確保のための方策】

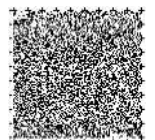
既存の発達障害支援ネットワーク会議の充実により、発達障害者支援地域協議会を設置します。



5 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

表 地域生活支援事業の実績と見込量

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	有無	有	有	有	有	有	有
相談支援事業							
障害者相談支援事業基幹相談支援センター	箇所	1	1	1	1	1	1
	有無	有	有	有	有	有	有
相談支援機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	人/年	6	9	10	11	12	13
成年後見制度法人後見支援事業	有無	有	有	有	有	有	有
意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	1,117	1,347	1,426	1,459	1,566	1,680
手話通訳者設置事業	箇所	3	3	3	3	3	3
日常生活用具給付等事業	件/年	12,203	13,432	14,197	14,767	15,389	16,034
介護・訓練支援用具	件/年	82	97	90	93	106	119
自立生活支援用具	件/年	132	129	113	114	125	136
在宅療養等支援用具	件/年	87	84	80	84	88	92
情報・意思疎通支援用具	件/年	141	112	104	113	132	151
排せつ管理支援用具	件/年	11,717	12,976	13,781	14,332	14,905	15,501
住宅改修費	件/年	44	34	29	31	33	35
手話奉仕員養成研修事業	人/年	29	28	29	31	33	36
移動支援事業	人/年	1,190	1,269	1,340	1,410	1,480	1,550
	時間/年	151,180	169,511	181,990	190,350	199,800	209,250



地域活動支援センター	箇所	14	14	14	13	13	13
	人/月	305	299	305	290	290	290
地域活動支援センター 型	箇所	4	4	4	4	4	4
	人/月	120	120	120	120	120	120
地域活動支援センター 型	箇所	10	10	10	9	9	9
	人/月	185	179	185	170	170	170
障害児等療育支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業							
手話通訳者・要約筆記者 養成研修事業	人/年	手話0 要約13	手話1 要約4	手話2 要約7	手話2 要約9	手話3 要約9	手話4 要約9
盲ろう者向け通訳・介助 員養成研修事業	人/年	21	21	22	25	25	25
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業							
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	件/年	128	103	144	90	90	90
盲ろう者向け通訳・介助 員派遣事業	件/年	139	186	157	157	157	157

【見込量】

障害のある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や障害のある人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施します。

【見込量の確保のための方策】

相談支援事業については、基幹相談支援センターや障害者相談支援キーステーションを中心として、総合的・専門的な支援に取り組みます。

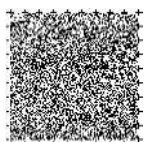
成年後見制度については、制度の普及啓発のほか、市民後見人養成研修等による体制の整備を図ります。

障害のある人の更なる社会参加を促進するため、手話通訳者や要約筆記者の養成・確保に努めます。

障害福祉サービス事業等の従事者の確保・定着・育成に合わせ、移動支援事業等の従事者の確保などを図ります。

地域活動支援センターについては、障害のある人の地域における交流の場としての機能も有することに鑑み、体制の確保に努めます。

地域生活支援事業の各事業について、必要とする障害のある人が利用できるよう、事業内容の周知を図ります。



共にささえあい 生きる社会 さがみはら障害者プラン（概要版）

発 行 平成30年 3月

編 集 相模原市 健康福祉局 福祉部 障害政策課

住 所 〒252-5277 相模原市中央区中央2 - 11 - 15

T E L 042 - 707 - 7055 F A X 042 - 759 - 4395

電子メール shougai-seisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp

